

令和元年度食の安全安心に関して講じた施策の実施状況の報告について

I はじめに

県では、「愛媛県食の安全安心推進条例」(平成20年12月議会にて議員提案により可決成立、平成21年4月施行。以下「条例」という。)に基づき、「第2次愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」(平成27年3月策定、同年4月施行。以下「第2次推進計画」という。)を策定し、副知事を本部長とする「えひめ食の安全・安心推進本部」(平成15年10月設置)を中心に、関係部署で連携を図りながら、食の安全安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めています。

平成30年度には、HACCPに沿った衛生管理の制度化等が盛り込まれた「食品衛生法等の一部を改正する法律」が成立し、令和元年度には、関係政省令が公布されるなど、食を取り巻く体制や現状は変化しています。本県では、この法律が順次施行される中、食の安全安心の推進施策についても大幅な見直しが必要と見込まれることから、「第2次愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」を改正法が完全施行される令和3年度まで延長する改定を行いました。

こうした状況を踏まえながら、「安全安心・豊かな食文化の継承と発信」をスローガンとする第2次推進計画の5年目として、食の安全安心の確保に関する各種施策に取り組みました。

II 報告の根拠規定等

この報告書は、条例第10条の「知事は、毎年度、食の安全安心に関して講じた施策の実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」との規定に基づき、議会に報告し、公表するものです。

III 施策の実施状況

1 条例に基づく施策の実施状況について

(1)「愛媛県食の安全安心推進県民会議」の開催等について

条例第27条では、「食の安全安心に関する重要な事項を調査審議させるため、愛媛県食の安全安心推進県民会議を置く。」とされています。

このため、学識経験者等の民間有識者10名で構成する「愛媛県食の安全安心推進県民会議」を平成21年4月から設置しており、令和元年度は、令和2年度愛媛県食品衛生監視指導計画(案)等について御審議いただきました。

【会議内容】

○令和元年度会議(令和2年2月18日)

- ・令和2年度愛媛県食品衛生監視指導計画(案)について
- ・第2次愛媛県食の安全安心の推進に関する計画の期間延長について
- ・食品中の放射性物質検査について

【愛媛県食の安全安心推進県民会議委員】

(R2.3.31現在 五十音順:敬称略)

氏名	現職	備考
茨木 仁美	愛媛県学校栄養士協議会会長	
大原 理延	一般社団法人愛媛県食品衛生協会常務理事	
川本ゆかり	株式会社フジお客様サービス・品質管理推進室セニアエキスパート	
木原美喜子	えひめ消費生活センター友の会会長	
木原 嘉文	越智今治農業協同組合直販開発部直販開発課長兼店長	
濱野 幸代	生活協同組合コープえひめ運営企画部次長	
舟橋 達也	松山大学薬学部教授	会長
松岡真喜男	遊子漁業協同組合代表理事組合長	
渡辺 恵子	株式会社味彩総務統括部長	
渡邊 雅子	学校法人愛媛学園愛媛調理製菓専門学校校長	副会長

任期:H30.4.27~R3.4.26(3年)

(2)「愛媛県食品自主衛生管理認証制度」(愛媛県 HACCP 制度)について

条例第15条では、県は、食品関連事業者の自主的な衛生管理の取組を促進するため、「食品等の製造、加工等を行う工程の安全性を保証するための制度の整備及びその普及に努めるものとする。」とされています。

このため、平成22年10月から、自主的な衛生管理手法について、HACCPの概念を取り入れた一定の水準以上にあると認められる施設を県が認証する「愛媛県食品自主衛生管理認証制度」(愛媛県 HACCP 制度)を運用しています。

令和元年度は、講習会やホームページ等を活用して制度の周知に努めたほか、認証を希望する事業者を職員がきめ細かにサポートした結果、新たに2業種2施設を認証し、認証施設は、年度末時点で11業種27施設となりました。

認証施設	施設数	うち令和元年度認証施設数
菓子製造業	13	1
鶏卵選別包装施設	3	
食肉処理業	2	
清涼飲料水製造業	1	
魚肉ねり製品製造業	1	
缶詰又は瓶詰食品製造業	1	
めん類製造業	1	
食肉製品製造業	1	
食品の冷凍又は冷蔵業	2	
みそ製造業	1	
そうざい製造業	1	1
11業種27施設 (うち令和元年度2業種2施設)		

HACCP 認証マーク



【愛媛県 HACCP 制度の概要】

○対象施設

以下の26業種

- ・食品衛生法の営業許可を要する製造業(24業種)
- ・鶏卵選別包装施設(GP センター)及び鶏の液卵製造業

H22. 10. 1～:菓子製造業のみ
H23. 10. 1～:食品衛生法の営業許可を要する製造業(24業種)に拡大
H24. 10. 1～:鶏卵選別包装施設(GP センター)及び鶏の液卵製造業を追加

○認証の基準

[管理運営基準]

- ・衛生管理の組織体制が確立され、それが明らかとなる書類が作成されていること。
- ・一般的衛生管理基準項目(施設設備等の衛生管理・保守点検、従事者の衛生管理・衛生教育など)に必要な手順書が、それぞれ作成されていること。

[HACCPプランに関する基準]

- ・施設で製造される全品目の一覧表が作成されていること。
- ・申請品目について、HACCPプランに関する書類が作成され、これにより実施されていること。

○認証の有効期間 3年

○認証マークの表示 認証を受けた営業者は、認証マークを表示することができる。

○認証に関する手数料 無料

(3)「自主回収報告制度」について

条例第22条では、「食品関連事業者は、県内において、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手したときは、直ちに、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。」こととなっています。本制度は、平成21年10月から施行され、令和元年度は、表示の誤記、欠落など10件(うち松山市2件)の報告があり、いずれも適正に運用されました。

(4)「危害情報申出制度」について

条例第25条では、「県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出ることができる。」こととなっています。また、同条第2項では、「知事は、前項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令及びこの条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。」こととなっています。本制度も平成21年10月から施行されましたが、令和元年度は、食品に関する調査依頼等について122件(うち松山市111件)の申出があり、いずれも所要の調査を行い、必要な指導を行うなど適正に運用されました。

2 食の安全安心に関する具体的な取組みに関する実施状況について

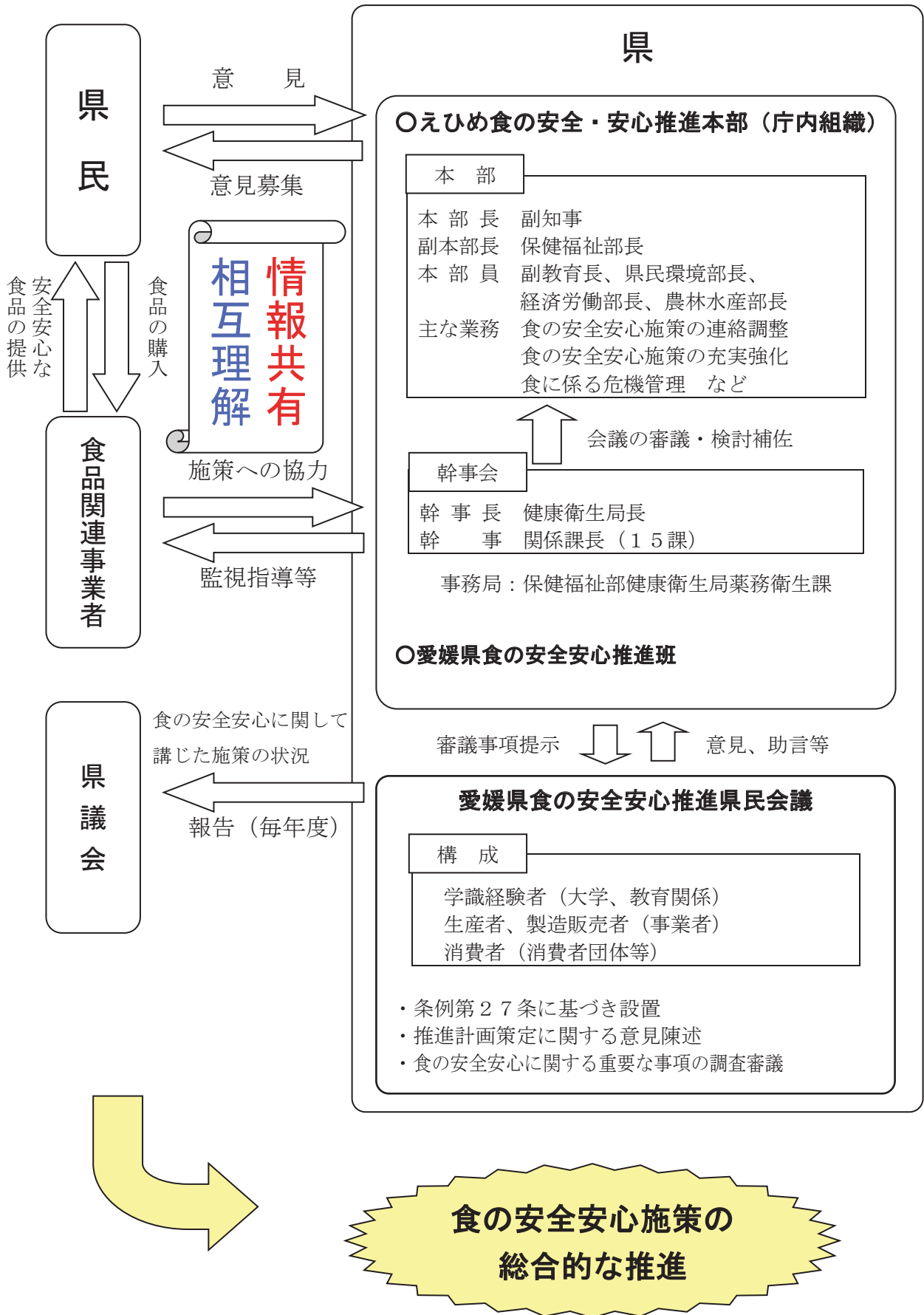
令和元年度の施策の実施状況については、第2次推進計画(平成27～令和3年度)の施策体系に基づき、「IV取組個票」(P7～44)のとおり、それぞれの具体的な取組み毎に取りまとめました。

○推進指標一覧（平成27～令和3年度・第2次推進計画）

基本施策	施策の方向	推進指標名	策定時 (25年度)	実績 (26年度)	実績 (27年度)	実績 (28年度)	実績 (29年度)	実績 (30年度)	実績 (31年度)	目標 (31年度)	目標 (3年度)		
I 生産から消費に至る食の安全安心の確保	① 生産ステージ	1 安全な農林産物の提供の推進											
		農業適正使用講習会・研修会の開催回数	431回	503回	351回	449回	325回	227回	346回	410回	400回以上		
		農業販売者に対する立入検査実施件数	258件	290件	257件	265件	257件	333件	307件	300件	300件以上		
	② 製造・加工・販売ステージ	2 安全な畜産物の提供の推進											
		生産者、飼料販売店、動物用医薬品販売店巡回件数	634件	619件	624件	597件	613件	631件	614件	700件	700件以上		
		安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数（累積）	4	5	5	5	5	6	6	7	8以上		
	③ 消費ステージ	3 安全な水産物の提供の推進											
		養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合	71.9%	60.1%	63.6%	68.3%	79.5%	92.5%	84.2%	70%	70%以上		
		長寿検査の予定件数に占める検査件数の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	II グローバル食の安全安心の確保	④ 人材育成	4 食中毒防止対策の推進										
			食中毒発生監視指導計画に基づく施設監視達成率	125.6% (25,989件)	126.0% (26,180件)	130.8% (20,615件)	111.5% (17,511件)	117.7% (18,404件)	142.7% (16,542件)	139.5% (15,761件)	100%	100%	
			食品等の収去検査による規格基準違反率	0.12%	0.12%	0.12%	0.32%	0.21%	0.40%	0.21%	0.10%	0.10%以下	
		⑤ グローバル食の安全安心の確保	5 HACCPの浸透・自主衛生管理の推進										
			食品衛生責任者実務講習会受講率	85.4%	87.3%	83.3%	85.0%	77.3%	81.6%	70.0%	100%	100%	
			食品衛生責任者実務講習会受講者数	71件	62件	68件	89件	89件	92件	74件	80件	80件以上	
⑥ グローバル食の安全安心の確保		6 新たな制度による食品表示の適正化の推進											
		食品表示監視実施数	25,033件	28,165件	26,292件	14,770件	15,343件	13,240件	13,026件	32,000件	15,000件以上		
		商品目立検査の立入事業所数	45箇所	43箇所	45箇所	29箇所	36箇所	23箇所	43箇所	43箇所	43箇所以上		
⑦ グローバル食の安全安心の確保		7 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進											
		学校給食における地産産物の使用割合（食材数ベース）	35.8%	35.0%	38.1%	37.4%	37.2%	40.8%	42.3%	35%以上	40%以上		
		地産地消・愛あるサポーター登録数（累積）	2,352	2,354	2,354	2,354	2,356	2,357	2,357	2,500	-		
⑧ グローバル食の安全安心の確保	8 自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用												
	自主回収情報の提供件数	11件	9件	16件	9件	9件	19件	10件	20件	20件以上			
	危害情報申出制度対応件数	92件	200件	193件	129件	171件	144件	122件	85件	85件以上			
⑨ グローバル食の安全安心の確保	9 安全を確保する基盤整備												
	食品衛生監視員のHACCP関係有資格者率	65.6%	72.3%	78.7%	77.0%	75.4%	75.4%	68.4%	70%	75%以上			
	食品衛生調査研究事業検査実施件数	876件	809件	795件	624件	614件	190件	0件	850件	-			
⑩ グローバル食の安全安心の確保	10 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援												
	輸出食品の自主検査受託件数	69件	100件	114件	75件	88件	111件	103件	80件	80件以上			
	輸出食品に係る衛生証明書発行件数	273件	287件	362件	633件	760件	602件	612件	300件	300件以上			
⑪ グローバル食の安全安心の確保	11 輸入食品の安全確保の充実												
	輸入食品の収去検査実施検体数	125件	123件	125件	125件	109件	101件	32件	125件	125件以上			
	輸入食品の自主検査受託件数	95件	78件	67件	56件	66件	53件	51件	95件	60件以上			
III 相互理解と協働による食の安全安心の確保	12 情報提供の充実												
	食の安全安心総合ホームページ閲覧件数	25,649件	22,687件	25,855件	22,914件	18,159件	14,832件	9,138件	40,000件	15,000件以上			
	メールマガジン登録者数（累積）	436人	465人	549人	596人	603人	608人	634人	1,000人	1,000人以上			
	食品関連情報の提供件数	220件	276件	216件	212件	96件	132件	137件	220件	220件以上			
	人口10万人あたりの食中毒患者数	32.3人	6.7人	29.3人	18.2人	12.7人	42.6人	12.4人	15人	15人以下			
⑫ 相互理解と協働による食の安全安心の確保	13 相談窓口の充実												
	相談窓口における相談受付件数	141件	173件	162件	185件	153件	176件	171件	250件	200件以上			
	消費者向け出前講座実施件数	19件	35件	36件	55件	38件	45件	49件	20件	20件以上			
⑬ 相互理解と協働による食の安全安心の確保	14 県民・民間団体との協働												
	ふれあい牧場等の開催回数	78回	76回	89回	80回	67回	77回	79回	80回	80回以上			
	食育教室開催回数	64回	60回	62回	65回	67回	61回	61回	50回	50回以上			
⑭ 相互理解と協働による食の安全安心の確保	15 消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映												
	食の安全・安心県民講座の開催回数、参加者数	6回477名	5回568名	6回694名	6回470名	3回302名	5回460名	6回528名	5回500名	5回以上500名以上			
	消費者との意見交換会の実施回数、参加者数	12回384名	11回295名	11回322名	11回348名	11回335名	11回330名	11回350名	12回400名	12回以上400名以上			

※：当初計画の中間見直し時に設定及び修正したもの。
 ◇：第2次計画において新たに推進指標として設定したもの。
 □：第2次計画において集計方法等を変更したもの。

○食の安全安心推進体制



○施策体系図

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取組み	
安全安心・豊かなえひめ食文化の継承と発信	I 生産から消費に至る食の安全安心の確保	① 生産ステージ	1 安全な農林産物の提供の推進	(1) 生産者に対する農薬適正使用の啓発 (2) 農薬販売者や農薬使用者に対する立入検査の実施 (3) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 (4) 農薬適正使用の推進 (5) 有機農業、環境保全型農業の推進 (6) GAP（農業生産工程管理）の推進 (7) 原木しいたけ等生産者を対象とした技術講習会等の開催
			2 安全な畜産物の提供の推進	(8) 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等への巡回 (9) 牛耳標装着の農家指導 (10) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 (11) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 (12) 死亡牛のBSE検査 (13) 高病原性鳥インフルエンザ対策
			3 安全な水産物の提供の推進	(14) 養殖衛生管理体制の推進 (15) 貝毒検査の実施 (16) 養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進
		② 製造・加工・販売	4 食中毒防止対策の推進	(17) 食品衛生監視機動班等による監視指導の徹底 (18) 食肉等取扱施設、と畜場等に対する監視指導 (19) 収去検査の計画的な実施等 (20) 流通食品の放射性物質検査等の実施
			★5 HACCPの浸透・自主衛生管理の推進	(21) 自主衛生管理の周知啓発 (22) 食品自主衛生管理認証制度の普及促進 (23) 自主衛生管理推進事業の支援 (24) 集団給食施設における自主衛生管理の促進
			★6 新たな制度による食品表示の適正化の推進	(25) 新しい食品表示制度に対応した体制の整備 (26) 新しい食品表示基準の周知 (27) 効果的な監視指導の実施 (28) 安心感に配慮した表示の推進
		③ 消費ステージ	7 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進	(29) 食育の推進 (30) 地産地消の推進 (31) えひめの食文化の普及推進 (32) 食物アレルギー対策の推進
			8 自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用	(33) 自主回収報告制度の周知及び指導等 (34) 自主回収報告内容の迅速な情報提供 (35) 危害情報申出制度の周知及び迅速な対応
		④ 人材育成基盤整備	★9 安全を確保する基盤整備	(36) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成 (37) 国、他都道府県、保健所設置市間の連携 (38) 衛生環境研究所等の機能充実・調査研究の推進 (39) 食品衛生功労、自主衛生管理等推進事業者の表彰
		II グローバル化に対応した食の安全安心の確保	★10 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援	(40) 国際基準であるHACCP導入支援 (41) 輸出食品に対する検査、衛生証明の実施 (42) 輸出農産物に対する残留農薬検査の実施 (43) 県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査
			★11 輸入食品の安全確保の充実	(44) 輸入食品の監視指導及び収去検査の実施 (45) 輸入食品の検査体制の整備
		III 相互理解と協働による食の安全安心の確保	12 情報提供の充実	(46) 食の安全安心総合ホームページの運営 (47) メールマガジンの発行 (48) 食品衛生監視指導及び収去検査結果等の公表 (49) 食中毒予防に関する情報発信 (50) 食品関連事業者からの情報提供支援システム (51) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供 (52) 農林水産参観デーの開催
			13 相談窓口の充実	(53) 相談への的確な対応、情報共有 (54) 出前講座や出前相談室の実施
			14 県民・民間団体との協働	(55) 畜産関係団体等との連携 (56) 生産者団体及び販売関係団体との連携 (57) 食品関係団体との連携
			★15 消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映	(58) リスクコミュニケーションの推進 (59) パブリック・コメント、アンケート等による県民意識の把握

★特に重視するもの